

川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定書(以下「協定書」という。)に基づいて、児童生徒の健全な育成及び非行防止並びに犯罪被害防止のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとしします。

（基本的な考え方）

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察（以下「警察」という。）との相互連携は、教育的配慮の下に運用され、教育委員会から警察への情報提供については、児童生徒に対し、保護者（法定代理人を含む。以下同じ）と連携して数回に渡り支援・指導を積み重ねても、なお非行及び犯罪被害の防止の効果が期待できない際に実施するものとしします。また、児童生徒と連絡を取ることが困難であり、身近に危険が及ぶことが想定される状況で保護者との連携も難しい場合に、情報提供をするものとしします。

- 2 警察から提供された情報は、保護者や警察との連携の下、児童生徒の安全な生活と健全な成長のための支援・指導を行うことのみを使用するものとしします。

（連携の従事者ならびに情報管理者）

第3条 連携の従事者は、教育委員会においては、学校教育部各区・教育担当（以下「区・教育担当」という。）担当課長又は担当課長があらかじめ指定する者（以下「区・担当課長等」という。）とし、学校においては、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）としします。

- 2 「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」（以下「連絡票」という。）及び「児童生徒の行動に関する相談票」（以下「相談票」という。）の作成、管理、保管及び廃棄等、並びに情報管理の指導及び監督については、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第13条第1項に規定する保有個人情報管理責任者である区・教育担当担当課長及び校長が行うものとしします。

（連絡票の受領及び保存期間）

第4条 警察からの情報提供を受ける場合は、区・担当課長等又は校長等は、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者（以下「警察署長等」という。）が作成した連絡票を手渡しにより行い、受信記録簿（様式1）に、必要事項を記入しします。

- 2 受信記録簿（様式1）の記入は手書きで行うこととしします。
- 3 児童生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ない場合に口

頭、電話等で情報提供を受けることができます。電話で情報を受ける場合は、連携機関同士があらかじめ明らかにした固定電話の電話番号を使用するものとします。

- 4 口頭又は電話により連絡した内容は、文書に記録し、あらためて警察署長等が作成した連絡票を受領した際、内容確認後、記録した文書を速やかに廃棄するものとします。
- 5 連絡票と受信記録簿（様式1）及びその写しは、作成日の属する年度の翌年度末まで保存し、保存期間を経過した文書は、裁断、溶解等の方法により速やかに廃棄手続きをするものとします。

（教育委員会と学校の相互連携のための「連絡票」の情報共有）

第5条 区・担当課長及び校長は、警察から情報提供を受けた場合は、速やかに連絡票の写しをもって相互に報告するものとします。受け渡しは、手渡しとし、受信記録簿（様式1）に必要事項を記入することとします。

（本人・保護者への「連絡票」受領の通知）

第6条 区・担当課長等又は校長等が、警察から情報提供を受けた場合は、校長等は提供を受けた情報の内容を、原則として当該児童生徒本人及び保護者に口頭で通知するものとします。ただし、通知することにより児童虐待やいじめ被害など児童生徒の生命・身体又は財産の安全が脅かされることが予想される場合や、児童生徒と連絡を取ることが困難であり、身近に危険が及ぶことが想定される状況で保護者との連携も難しい場合には、このかぎりではありません。

（情報提供）

第7条 協定書第4条第2号に規定する事案のうち校長等と区・担当課長等が警察へ情報を提供することができる場合は、別表のとおりとします

（相談票の作成及び保存期間）

第8条 警察へ情報提供する場合は、区・担当課長等と校長等は、相談票（様式1又は2）を作成するものとします。作成した文書は、手渡しで提供し、発信記録簿（様式2）に必要事項を記入するものとします。

- 2 相談票及び発信記録簿（様式2）の作成は手書きで行うこととします。
- 3 児童生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ない場合には口頭又は電話等で情報を提供することができます。電話で情報を提供する場合は、連携機関同士があらかじめ明らかにした固定電話の電話番号を使用します。
- 4 口頭又は電話により連絡した内容は、後日、相談票（様式1又は2）を作成して警察へ提供するものとします。

5 相談票(様式1又は2)の写しと発信記録簿(様式2)は、作成日の属する年度の翌年度末まで保存し、保存期間を経過した文書は、裁断、溶解等の方法により速やかに廃棄手続きをするものとします。

(教育委員会と学校の相互連携のための「相談票」の情報共有)

第9条 区・担当課長及び校長は、警察に情報提供した場合は、速やかに相談票(様式1)の写しをもって相互に報告するものとします。受け渡しは、手渡しとし、発信記録簿(様式1)に必要な事項を記入することとします。

(本人・保護者への「相談票」提出の通知)

第10条 区・担当課長等又は校長等が、警察へ情報を提供する場合は、区・担当課長等と校長等は、提供する情報の内容を、原則として当該児童生徒本人及び保護者に口頭で通知するものとします。ただし、通知することにより児童虐待やいじめ被害など児童生徒の生命・身体又は財産の安全が脅かされることが予想される場合や、児童生徒と連絡を取ることが困難であり、身近に危険が及ぶことが想定される状況で保護者との連携も難しい場合には、このかぎりではありません。

(個人情報の保護)

第11条 教育委員会及び警察は、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)及び神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)の趣旨にのっとり、児童生徒の個人情報の収集、保有及び利用について適正な取り扱いを確保することとします。

(教育委員会の責務)

第12条 教育委員会は、児童生徒の個人情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるものとします。また、校長に対しては、必要な指導及び助言を行うものとし、毎年この要領の運用が適切に行われているか検証を重ね、必要に応じて適切な措置を講ずるものとします。

(校長の責務)

第13条 校長は、教職員並びに児童生徒及び保護者に、この要領の趣旨の周知、理解及び協力が得られるよう努めるものとします。

2 校長は、児童生徒の支援・指導が適切になされるために、提供を受けた情報について、共有がなされる教職員の範囲を判断し、適切な管理をするものとします。

(実施細目)

第 14 条 この要領の実施にあたり必要な事項は、教育長が別に定めるものとします。

附 則

この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

別表 情報提供する事案としての例

情報提供する事案	情報提供する具体的な例
(1) 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案	<p>○児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒、喫煙、窃盗、暴力行為、薬物乱用など、違法行為が常態化し、刑法犯罪の回避が見いだせない状況にある場合。 ・ 家出行為が繰り返され、異年齢の集団等との関わりが深くなった結果、学校へ登校できない状態が続いている場合。 ・ 学校内外において著しく風紀を乱す行為（教育課程に関する妨害行為、学校安全に関する妨害行為など）が続いている場合。 ・ 地域で個人や集団が地域環境を乱す迷惑行為を続けている場合。
(2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案	<p>○児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けている中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の児童生徒に対して、悪口、嫌がらせ、暴力行為、金品要求などのいじめ行為を続けている場合。 ・ 特定の児童生徒が悪口、嫌がらせ、暴力行為、金品要求などのいじめ行為を受けており、その行為が依然として続いている場合。 ・ 特定の児童生徒に対し、本人の意思に反する行為を強要したり、また、本人の尊厳を著しく傷つけらる行為を続けている場合。 ・ 特定の児童生徒が本人の意思に反する行為を強要されたり、また、本人の尊厳を著しく傷つけらる行為を受けており、依然としてその行為を続けている場合。 <p>※無料通話アプリやインターネット上のいじめ行為については、(5)に準じる</p>
(3) 児童虐待に関する事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が児童虐待を受けている可能性があり、本人、保護者と連絡が取れなかったり、学校へ登校できない状況が続き、速やかな対応が必要な場合。
(4) 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が家出や深夜徘徊を頻繁に行っており、成人等の異年齢集団との関わりから、刑法犯罪の被害に遭うおそれが生じ、児童生徒の保護や安全確保が必要な状況におかれた場合。 ・ 無料通話アプリやインターネット上の掲示板などを通して、福祉犯罪の被害に遭うおそれがある場合。 ・ 無料通話アプリやインターネット上のSNSや掲示板などを通して、その書き込みの内容から、犯罪に巻き込まれるおそれがある場合。
(5) 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けているが、無料通話アプリ、インターネット上のSNS等や掲示板で、個人や集団が特定の児童生徒の誹謗中傷の書き込みや映像や画像を広める行為を続けている場合。 ・ 特定の児童生徒が無料通話アプリ、インターネット上のSNS等や掲示板で、誹謗中傷の書き込みや映像や画像が広められる行為を受けており、その行為を行っている児童生徒本人並びに保護者に対し継続的に指導を続けているが、解決にいたらない場合。

様式1

受 信 記 録 簿

番号	受 領 日 時	学 校 名	受 付 担 当 者 職 氏 名
1	10月1日 12時45分	〇〇〇学校	〇〇区・教育担当課長 □□ □□
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

発 信 記 録 簿

番号	提出日時	学校名	提出担当者 職・氏名	受領者 職・氏名
1	10月1日 12時45分	〇〇〇学校	〇〇区・教育担当課長 □□ □□	〇〇署 生活安全課長 □□ □□
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				